

## 平成27年度 市民委員会資料①

### 【議案第3号】

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 参考資料

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の概要

市民・こども局

(平成28年2月10日)

## 1 趣旨

「川崎市附属機関設置条例」を改正し、平成28年度から、区における共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議する「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」（以下「委員会」という。）を附属機関として位置付けるものです。

## 2 委員会の所掌事務

「区役所改革の基本方針」に基づき、「区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議」していきます。

## 3 委員の構成・任期

### ○構成

- (1) 学識経験者
- (2) 市民

市民同士がお互いに支え合い参加と協働による地域課題の解決が図られる地域づくりのために必要な、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成といった、「区役所改革の基本方針」における地域づくりに向けた取組と区民会議との関係を含めて検討していくことから、5人以内の学識経験者と市民で構成する予定です。

### ○任期

委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとします。

## 4 スケジュール



### （参考）区役所改革の基本方針における位置付け

#### 【めざすべき区役所像】

(1) 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所

(2) 共に支え合う地域づくりを推進する区役所

(3) 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

- 区役所は、市民同士が支え合い、課題の解決が図られる地域づくりに向けて、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらうために、「楽しく」などをキーワードに実践につながるワークショップなどを開催し、地域での「顔の見える関係」や地域コミュニティの形成につながるきっかけづくりの取組を進めます。
- また、この取組を通じてリーダーとなる人材やグループなどの主体を見いだすとともに、こうした連携により地域が主体となった持続的な地域づくりが進むよう、区役所のコーディネート機能の強化を図ります。
- 10年後の地域社会を見据え、今後の区民会議のあり方の検討も含め、区における住民自治の更なる充実を図ります。